

第7号議案 信用事業規程の一部変更について

信用事業規程の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、信用事業規程変更承認申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

(1) 大口信用供与等規制の見直しに伴う改正

① 大口信用供与等規制の適用除外規定の整備

現行では、大口信用供与等規制の適用除外となる金融機関のグループ内与信について具体的な規定はなかったが、今般の見直しにより、信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等、その他政令で定める信用の供与等は適用除外とされたことから、その旨の記載を追加する。

② 信用供与等の額、計算方法の記載の変更

現行では、信用供与額、計算方法などについて、法令を引用する形で規定されていたが、今般の見直しおよび将来的な改正に対応可能とするために、信用供与等の額、自己資本の額、純資本の合計額について法令の定めるところにより計算した額とする記載に変更する。

(2) その他

条項ずれ等、所要の修正を行う。

2. 新旧対照表

新	旧
第1 事業の種類 1～12 (略)	第1 事業の種類 1～12 (略)
第2 事業の実施方法 1～3 (略) 4 信用の供与等の限度 <u>(削除)</u>	第2 事業の実施方法 1～3 (略) 4 信用の供与等の限度 <u>(1) 信用の供与等の額は次に掲げるものの合計額とする。</u> <u>イ 貸出金として農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(以下「信用事業命令」という。) 第16条第1項に定めるもの</u> <u>ロ 債務の保証として信用事業命令第16条第2項に定めるもの</u> <u>ハ 出資として信用事業命令第16条第3項に定めるもの</u> <u>ニ イからハまでに掲げるものに類するものとして信用事業命令第16条第4項に定めるもの</u>
<u>(1) 信用の供与等の限度額</u> イ 農業協同組合法第11条の8第1項に規定する同一人に対する信用の供与等の額は、この組合の自己資本の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で、理事会で定める額を超えてはならない。 ロ この組合が農業協同組合法第11条の8第2項に規定するこの組合の子会社等を有する場合は、合算した信用の供与等の額が、この組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に対するイの規定の限度額を超えてはならない。ただし、この組合の行う資金の貸付額のうちこの組合の子会社	<u>(2) 信用の供与等の限度額</u> イ 農業協同組合法第11条の8第1項に規定する同一人に対する信用の供与等の額は、この組合の自己資本の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で、理事会で定める額を超えてはならない。 ロ この組合が農業協同組合法第11条の8第2項に規定するこの組合の子会社等を有する場合は、合算した信用の供与等の額が、この組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に対するイの規定の限度額を超えてはならない。ただし、この組合の行う資金の貸付額のうちこの組合

新	旧
<p>等が保証している額及びこの組合の子会社等が行う資金の貸付額のうちこの組合又はこの組合の他の子会社等が保証している額は、合算した信用の供与等の額から除くものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる信用の供与等については、(1)の規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国及び地方公共団体に対する信用の供与並びに政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与 ロ 農業協同組合法施行令第10条第11項各号に規定する信用の供与等 ハ <u>この組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等</u> ニ <u>イからハまでのほか、法令等の定めるところにより、同一人に対して(1)の限度額を超えて行うことができる信用の供与等</u> <p>(3) (1)及び(2)に規定する信用の供与等の額、自己資本の額及び自己資本の純合計額は、法令等の定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(4) 法令の定めるところにより、行政庁の承認を受けた場合においては、(1)の限度額を超えて信用の供与等を行うことができる。</p> <p>(5) 理事会で定める信用の供与等の決定に関する事項について、その信用の供与等先の経営状況等について定期的に理事会に報告するものとする。</p>	<p>の子会社等が保証している額及びこの組合の子会社等が行う資金の貸付額のうちこの組合又はこの組合の他の子会社等が保証している額は、合算した信用の供与等の額から除くものとする。</p> <p>(3) 次に掲げる信用の供与等については、(2)の規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国及び地方公共団体に対する信用の供与並びに政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与 ロ 農業協同組合法施行令第10条第11項各号に規定する信用の供与等 <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) (2)の信用の供与等の額は、信用事業命令第17条第1項に規定する額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>(5) 法令の定めるところにより、行政庁の承認を受けた場合においては、(2)の限度額を超えて信用の供与等を行うことができる。</p> <p>(6) 理事会で定める信用の供与等の決定に関する事項について、その信用の供与等先の経営状況等について定期的に理事会に報告するものとする。</p>
5～13 (略)	5～13 (略)
第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の実施について必要な事項は、理事会において別に定める信用事業方法書の定めるところによる。	第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の実施について必要な事項は、理事会において別に定める信用事業方法書の定めるところによる。

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から 効力を生じる。〔令和2年○月○日承認〕</u></p>	(追加)